

東日本大震災により再入国許可を取得せずに出国した「技能実習」及び「研修」の在留資格で滞在していた方への特別措置の終了について

平成24年6月1日

東日本大震災により再入国許可を取得せずに出国した「技能実習」及び「研修」の在留資格で滞在していた方への特別措置については、平成24年5月31日をもって終了しました。

6月1日以降、日本大使館又は総領事館において査証を申請する場合には、予め本邦の地方入国管理局において在留資格認定証明書を取得した上で査証を申請されるようご協力ください。

詳しくはお近くの日本大使館又は総領事館にお問い合わせください。また、地方入国管理局や公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）においても御案内しております。

